

第二回 參議院司法委員會會議錄第二十六號

昭和二十三年五月二十日(木曜日)午前
十時四十九分開會

本日の會議に付した事件
○裁判官の報酬等に關する法

關涉村

○検察官の俸給等に関する
問題付

○小委員の選定に関する件

○委員長(伊藤修郎) これより司法委

貿易を開會いたします。本日
の銀座等二窓「支那事案」及

の報酬等に關する法律案及び
の俸給等に關する法律案、兩

して議題に供します。前回に
疑を繼續いたします。質問の

りますから先ずその方からこれを許可
いたします。

Q. 鬼丸義齋君 私が只今から

だしたいことは、前回の當委
きまして、法務廳の政府委員

つたのであります、また了解のでき
ない點が二点ありますので、二の舞、三

木法務總裁に伺つて、明確に

いと思ひます。

題につきまして、法案が提案されるまするが、更に又作田が

は、一般官吏の俸給の改正案

れております。検察官或いは
行政官に關しまする報酬につ

は、さしたる疑問を持ちます。

すまでもなく、憲法の七十九

八十種の二二の鉛筆に上りき

司法委員会議定第一六二号 昭和二十三年五月二十日

たときには、我々の願つておりまする物價の引下げ、そのきが參りましたときに、一般官吏の方は、法律によつて、直ちに下げる事はできまするけれども、獨り裁判官だけは、憲法を改むるにあらざれば、全然動かし得ない。こういうような結果になるのであります。而もそれに附隨いたしまして、幾多のこの不都合な點が考えられますることは、若しも何らかの方法によつて、一旦支給と決定いたしました報酬を減額しようというふうな情勢になりました場合にも、報酬にすべて準據いたしてありまする、一時賜金或是恩給等の権利が、それによつて生じて参ります結果、若しも報酬において減額されるといふ虞れがありますといふようになつたときには、そぞういうようなことはあり得ないとしたしましても、又全然ないとは限りませんと思ひますことは、練達堪能なる裁判官を、斯界より失なわなければならぬといふようなことになります。と申しますのは、定められたる報酬によつて、一時金或いは恩給といふものが、決定を受けるのでありますから、若しも減額されまするならば、その後に受けれるのは、定められたる報酬によつて、一時金或いは恩給等は、著しく又これに伴つて減額して参ります。それが憲法の保障によつて、現在の地位には、安住いたしておりますけれども、四國の環境のいたすところとなつて、動かされるというふうな虞れがあるまするような場合には、自然

その方面に影響を受けるのであります。他の行政官であるならば別といったしまして、とにかく裁判官は、専い練達堪能なる人がおりますことは、いよいよこの裁判の國民的信望を高めるゆえんにもなるのであります。これは、もう取返しのつかない裁判の崩壊を來すようなことになりはしないかといふようなことすら恐れられるのであります。

も、或いは又法務廳等におきまして、部内の最もすぐれた人が、往々にして、抜擢され、本省詰となつて、これは、検察官いは裁判官にあらざるということ、一般の官吏とならぬ、その方が現におられますることによつて、この部内の事情に非常に精通しておりますから、非常にこの統制がよく取れて参つておりますけれども、若しもそのそうちた本省詰の官吏の方と、判檢事との間において、著しく待遇上において差等ができるておりますときには、從來は、本省詰になりましたときには、非常な榮進だと考えられておりましたものが、逆轉いたしまして、今度は裁判官、検察官の方に替ることを望むようになりますなかれども、若しそういうことになりますならば、部内においての事情に精通いたしました者を本省に置くことはできないことになりまして、司法の運営においても大きな支障を來しやしないかといふことも考えられます。さればといって判檢事に對して非常な他の一般官吏よりも待遇を高くして置く、であるからこれに均霑せしむるがために本省詰の一般官吏に對して、何らかの方法によつてその水準を等しくしようといふとの操作をいたすとしたしましたならば、これ亦他の一般官吏との區別が到底つけ得ないのでありますから、それがためには一般官吏の方が承知しないということになるであらうと思います。

(690)

下げる、そういうふうな貨幣価値に對し
まする格段なる手段を行いまする場合
ありとするならば、只今のようならう
な憲法との關係上に矛盾を生じて參り
ますので、併しながらそうした特殊な
できごとを豫想いたしまして法律を定
むることはできぬ。さすれば一般官
物價の下つて參りますることを我々が
豫想されますから、それに對する適切
なる法律を作るにあらざれば、餘りに
も眼先の見えないことになりはしない
かということを恐れるのであります。
むしろこのいわゆる憲法との調和を考
えますならば、一般官吏よりも確かに
この裁判官・検察官……検察官は別であ
りますけれども、裁判官を高き地位に
置くことに對しましては異論はないの
であります。そこで一般官吏の給料の
定め方につきましてもその點を考慮に
入れ、そうして假に法律によつて一般
官吏の方は、減額をされることができ
るといたましても、一旦定めました
る俸給を更にこれを減額するといふこ
とそれ自身は、決してよい方法ぢやな
い。そういうしまするならばむしろこ
の本俸というものは或る程度に止め
置きまして、そうして時代の動きに順
應いたしましてそれに對する勤務手
當、或いは職務手當、それべくの職に
應する範圍において、國家の方は生活
補給をなし、而してこの大體政府原
素、乃至はこれより多少多くても賃支
えないのでありますから、その程度に
おいて私は彼此融通のつきまする方法
によつて、待遇することの方が極めて
圓滑に行くのぢやないかということを
考えるのであります。

うと、實然として一つの報酬額を定め、その他の臨時手當等は一切支給せきれない。これが一般官吏と甚だ違つてゐる。あるといふ見方もござりまするけれども、これなどは本當は事實に基がた應該であつた定め方だと思います。實際問題としまして、今日本國の檢察官におきましても、裁判官におきましては、全く眼中勞働基準法なんかから漏れることはできない。殆んど倍數、或いは數倍の時間を費やして職務に誤謬されておりますけれども、尙且つ事件はただ積るのみであります。私共日々當見ております裁判官諸公の御努力方に對しましては、全く襟正して敬意を拂つております。これに對しましては、國家が報いるに何ら咎むところがあるか。こういふに私共思つております。でありますから、どこまでも待遇を高くし、同時に給與におきましても遺憾のないよう、十分はできなくとも、して差上げたいと思ひます。しかし併しながらこうした憲法が嚴として存し腕んでおります限りにおいては、これとの關係において些がなりとも、不安の状態において法律を定めますことは、如何にもどうも餘りにも見え透いた感がいたしますので、大體法全文全體を見まするといふと、政府の方では唯インフレといふものは今後騰るべきものである。騰る場合は九條、十條等にそれべくの規定がござりますが、些かも下る場合のことについては、一點で考慮を拂つていよいよな感がいたすのであります。この點について私共の了解の行きまするよくなふるに政府の方の明快なる一つ御説明願を承りたいと思います。

ら總理大臣に對しての御答辯を御要請になつておるのであります。總理大臣は只今止むを得ない公務のため出席できませんので、豫め打合せたところによりまして、私からお答えをいたしました。總理大臣も同意見である、こというふうに御了承願いたいと思ひます。

尙お尋ねの中にそういう心配があつたから、本俸を上げないことにしても、務手當、調査費その他の名義で報酬出すことにしてはどうかといふうちに出題旨のお尋ねがありました。この問題につきましても、政府としては十分考慮いたしまして研究をいたしました結果、この方法をとることができない、いうことから、止むを得ず本俸を増額することにお願いをいたしたいと、ことに相成ったわけでありまして、その點も御了承願いたいのであります。そこで、そこまでにして、ちよつと速記を止め下さい。

る意味においてはその點は利害が相致する立場にある。敢て最高裁判所特に裁判所のために有利なる憲法の解釋をするなんということの、汚い私見方をするのであります。が、只今政府の説明の趣旨だけによつて私は憲法の規定が實質上の報酬を意味するのであるから、物價の著しく低落するふうに減額しても、憲法には該せんであろうということは、私は非常に無理な解釋のよう聞えます。この點はこれ以上お伺いしましても同じ答辯だと思ひます。

もう一つ私はこの際この法案についての心配をいたしまることとしは、すでに物價の高騰によりまして裁判所並びに檢察廳の判決事諸君が逐次退職されるというような非常にうるべき現状にあります。ところがからこの法案が議會に出て今後は裁判所並びに檢事の俸給は著しく増額されであろう、こういうようなことが一傳わつておりますと、私はもとより全部とは申しませんが、二の人の俸給は増え得ないのであるから一日も早くめたいのであるけれども、今議會にして裁判官並びに檢察官の俸給の規程が増額されるといふことになつておられるのである、若しこの俸給が増額されならば恩給とか、或いは一時賜金といふことを獲得してから後に罷めようといふことを考えられておられる人あると聞いております。これは勿論府におかれましてもさようなことは

考
え
る
の
で
あ
り
ま
す。

を承りたいと思います。

たしましては考へておるわけであまり

判所にある場合において、問題は裁判

府におかれましてはよろしくおなじみのこととはな

いと、恐らく言明されるでありますよ
うけれども、裁判官、検察官と雖も人
間であります。やはりこれ亦私共の

の俸給問題だけで上つたら罷めるといふようなことは萬なかろうと信ずる次第であります。

しなければならんのでありますよ
が、今の實情では甚だその點に對しま
して憂うべきものがありますから、今

ますと、國家財政から言うと非常な
擔になる。又超過勤務といふものは
もかくも官廳に出て來て机に向つて
考する時間と黙坐にして申すのであ

○中村正雄君 只今鬼火が豈からず
された點につきまして、總裁の御答
があつたわけでありますか、一應明
かにする意味で二點だけお尋ねいた

え。大きさがあるのであります。この點について政府の方はどういうふうなねええを持つておるのであるか、裁判官、検察官は他の官吏に比しまして、その點は私共そういうような汚ない考え方を持つておらないであらうと思いまするけれども、併し必ずしもそう一律に行かないと思う。この點は政府の方はどういうふうに思つておりますか、

答辯もありましたが、裁判官、検察官だけのことではありますまいが、大體勤務手當とかいうものを支給するとか、ということは、その筋が必ずしも喜ばれないという御意見でありましたが、今判事、検事の時間外の勤務というものは、全くこれは想像以上にやつておりません。そこでこの時間外の勤務に對します點について、この勤務手當を特殊手當と

して裁判官の待遇を大いに改善いたしまして、受入態勢を整えると同時に、大勤負をしてこの山積せる事件の解決ををし、一般國民の好信用を失わない等團においてこれは守つて行かなければならん、かように考えます。その點政府の御所見はどうでありますか、重ねてお答えを願います。

○國務大臣(鈴木義男君) その點は由

ますから、自宅で調べたり、或いはふだん頭を使つて仕事をしておりまることについては、全時間が勤務である、睡眠しておる以外の時間は勤務ておると見るべき裁判官或いは検察等について、どれだけが超過勤務にありますかといふようなことを定めますことは、なかなかむずかしいのであります。

ます。裁判官、検察官に對しましては過勤務手當を出さない、裁判官、檢官に對しましての生活の保證といふのは、これは本俸でやるべきで、職務の性質上、超過勤務手當を出さない、いふ政府の案には、私は賛成するのですが、ただ一般行政官との振幅上、今度の公務員の給與法によりましても、一般の公務員も相當給與が増

○國務大臣(鈴木義男君)　お尋ねのよ
うなことがないとは保證できません
が、先ずそういう考え方を持つておる方
は少いということを政府といたしまし
ては信じております。むしろ異動上か

るでありますようか。殆んど何晝夜も育して事件の取調べを継続いたしております。これらに對しまするに相當額の報酬を以て臨みますことは、國

非常に過務に拘わつておりまするし
いずれも皆夜を徹して取締に従事し
或いは調査を繼續しておるといふよ
なわけでありますし、又待遇も一般
吏に比し名目上は少し上げて頂いた

の陽にとがく本体からの距離にして、ここで我慢を頂こう、又更にフレの進行その他に伴いまして、そいう場合に本体を上げる方を考えか、或いは超過勤務その他の方法をとらかと、うむとなつて、第二次

なる關係上、お尋ねしたい點は、
般の行政官が受けるところの超過勤
手當、これがどの程度に預算面或い
は現金面で支拂はれてゐるか。若し
今後の實際面でなつておるが。若し

まして、この法律案が通過した後は、必ずしも頂くよう配慮いたしておる。な事實は實はあるのであります。鬼の議員が心配せられますよな現象は、この問題から起つて来るとは思はれないのであります。むしろ辯護士が、退職後二年間はその地において辯護士の登録を受けることが困難になるというような規定を含んでおるところに過ぎません。早く罷めて辯護士になりたい、そういうことで近い将来にそういう退職希望者が起ること懼れておるのであります。その點つきましては適當な考慮を拂つて頂たいと考えておる次第であります。

たしましても、少くとも殊更に判決に従事するに限つて勤務手當を何故除かなければならぬか、その理由が、私共理解できません。働いたことに對しまするだけは當然なことであります。又何とたしましても、現在の判檢事の待遇をもらいたいましては、到底人材を得るのはでき得ない。そこで俸給その他手當を増して受入態勢を十分に整えて、先般當委員會においても總裁の答辯がありましたごとく、何とかこの山積する事件に對して、是非、の從來一般の好信用を得ておりますので、この信用を頼りが上にも高めるべく、努

ております裁判官、検察官は特に高位地位を保障しておることは勿論でありまするが、齊しく公務に參與せられ人は裁判官、檢事だけではないのでありますて、一般の官公職員は皆然でありますて、餘りにこの開きを付けるるに至りまして、餘りにこの開きを付けるるということは誠に苦痛といたすところありますから、例えは學校の先生の場合は勤務超過手當といふものを給付するのであります。先生の仕事の性質殆んど裁判官と同じことをやつてゐる。自宅で探點したり、いろいろ仕事をすることも同じであります。それは學校の先生にも出したらと仰せら

○鬼丸義齋君 ちよつと甚だくどうでありまするが、先程總裁の御答にになりました憲法の「相當額の報酬」いうものに對しまする、「相當」といふことの趣旨に對しまする御説明を一回一つ詳しく述いたいと思ひます。相當というのであるならば、平價切掛けとかいうような場合を除きまして外の場合における相當というのは、ういう基準によつて見るか、といふについて尙ほいたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 速記を止め
〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め

手當の額、及び豫算の見通しにつきして御説明願いたい。

○國務大臣(鈴木義光君) その數字は、超過勤務手當を多く取る官吏より、少く取る官吏もありますから、どの官吏と比較するということを伴ないと、ちよつと申上げにくいのですが、一、二、三割乃至三、四割の開きがります。極く大難把なことを申します。

き上るであろう。こう考えております。

○中村正雄君 もう一點お伺いしたい點は、この前の委員會のときに午後總裁がおられなかつたので、お尋ねしましたが、答辯は今度總裁が見えてます。

判事の方は別であります。判事といふと、どうして行政官にはならないのです。

○中村正雄君 お尋ねしまして、裁判官からもちよつと質問がございまして簡単にお答えになつた點であります。

が、實は裁判官と検察官との給與の差、俸給の差といふのは、任用資格が同一である現在においては附けがたい

といふ。この前の御答辯であつたのですが、そういう點から行きました。

が、法務廳勤務にあつた場合は、やはり一般行政官としての給與を受ける。從

いまして相當に給與の面においては減額され得る。この救濟はどういうふうにやられるかといふ點につきましてお尋ねしたわけですが、只今鬼丸議員からお尋ねしましたところ、ちよつと御答辯があつたわけですが、具體的にどういうふうにお考へになつておるかといふ點をはつきりお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) その點はかなり困難な問題であります。法務總裁としては非常に心を實は痛めております。一般行政官吏と法務廳の官吏とが異なるといふ議論もちよつといたしかねる。そうであればやはり一般の行政官吏と同じ俸給を受けるのが當然であります。只今考へておりますの

は、できるだけ低い給與であります。判事、検事、そして新進氣鋭なる方

方には、法務廳に來て働いて頂くといふようなことを考へておりますし、

更に判事の方は別であります。判事はどうしても行政官にはならないのです。

○中村正雄君 ほどうして行政官にはならないのです。

○中村正雄君 お尋ねしまして、裁判官からもちよつと質問がございまして簡単にお答えになつた點であります。

が、實は裁判官と検察官との給與の差、俸給の差といふのは、任用資格が同一である現在においては附けがたい

といふ。この前の御答辯であつたのですが、そういう點から行きました。

が、法務廳勤務にあつた場合は、やはり一般行政官としての給與を受ける。從

いまして相當に給與の面においては減額され得る。この救濟はどういうふうにやられるかといふ點につきましてお尋ねしたわけですが、只今鬼丸議員からお尋ねしましたところ、ちよつと御答辯があつたわけですが、具體的にどういうふうにお考へになつておるかといふ點をはつきりお聞きしたいと思ひます。

○前之園喜一郎君 極く簡単に二、三點お尋ね申上げたいと思います。

第一は先程鬼丸議員から御質問がありました恩給の關係であります。これは檢察官、裁判官、その他の一般官吏の恩給にも相當關係するわけであり

ります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

思いますが、そういうような國家の財政に對する見透しは、どうであるかといふ點についてお尋ねしたいのであります。

○中村正雄君 ほどうして行政官にはならないのです。

○中村正雄君 お尋ねしまして、特別の考慮を持つて、檢事である身分を持つて、檢事であると共に兼ねて法務廳の仕事をしておるというようなことも

考へらるるのではないか、そういう制度についても考へて見るべきではない

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

と考へるわけであります。が、その點について御意見を伺いたいと思います。

○中村正雄君 それからもう一つは、これは私共この兩法案の審議をいたしました参考に供

いたいと考へるわけですが、この法案は既得権、この恩給といふものであります。

○中村正雄君 ほどうして行政官にはならないのです。

○中村正雄君 お尋ねしまして、特別の考慮を持つて、檢事である身分を持つて、檢事であると共に兼ねて法務廳の仕事をしておるという

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

俸給が上つて恩給が多くなるだらうことを考へるわけではありませんが、その點について御意見を伺いたいと思います。

○中村正雄君 それは否定いたしませんが、實は判事一千二百人、檢事八百五十人、定員も満ちておられますから、檢事たる身分を持つて、檢事であると共に兼ねて法務廳の仕事をしておるといふ

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。上つて申しますと百三十四萬圓、今まで御承知のように誠に今日の金から考えますと、むしろ零細に過ぎるといふのであります。

○前之園喜一郎君 極く簡単に二、三點お尋ね申上げたいと思います。

第一は先程鬼丸議員から御質問がありましたが、こ

こまで改められました恩給の額と、この提案されたものと既得権者と、將來恩給を受けける者と、既得権といふものに、非常に大き

い差がどういふうになつたのかと私共漏れ承つておるわけであります。

○國務大臣(鈴木義男君) お尋ねの第一は、恩給法がそのまま改められないということになります。

○國務大臣(鈴木義男君) お尋ねの第一は、恩給法の改正の問題につきますが、今日幸い總裁が

おいでになつておりますから、總裁の御意見を承つて置きたいと考えるのであります。私共これは非常に要望しておつたのであります。が、裁判官、檢察官の俸給並びに報酬が上るといふこと

があるかどうか。若し現在の恩給法がそのまま改められないということになり

ます。それと同時に殆んどこの裁判官、檢察官と不可分的な仕事をして

おる司法事務官、或いは書記といふものに對しても、何らか特別な考慮を拂

ふるのではないかと考へるわけであります。國家財政の許しますときが参ります

と、何が實際の實情であります。が、あると、裁判官、檢察官といふものに對しても、何らか特別な考慮を拂ふるのではないかと考へるわけであります。

これが全體とか國鐵が上つたといふのと、とは違ひであります。殆んど國家財政には極く僅かの影響しかないと考へる、それでも恩給だけで食べて行かれるとは思えない恩典に浴するといふ

ことが全體とか國鐵が上つたといふのと、とは違ひであります。殆んど國家財政には極く僅かの影響しかないと考へる、それでも恩給だけで食べて行かれるとは思えない恩典に浴するといふ

と考へるわけであります。が、その點について御意見を伺いたいと思います。

○中村正雄君 それからもう一つは、これは私共この兩法案の審議をいたしました参考に供

いたいと考へるわけですが、この法案は既得権、この恩給といふものであります。

○中村正雄君 ほどうして行政官にはならないのです。

○中村正雄君 お尋ねしまして、特別の考慮を持つて、檢事である身分を持つて、檢事であると共に兼ねて法務廳の仕事をしておるといふ

ことがあります。が、何れもまだ考慮中であります。具體的にどういうふうにするかと申上げるような段階にはない

判事、検事、そして新進氣鋭なる方

りますと、非常に大きな額になると、なる方法を考えてやるべきではないか

いのであります。裁判官、検事だけの

改善されますが、同じように改善

尤もでありますて、私共としてはそれを希望いたすのでありまするが、たゞ何と申しましても、一般行政官吏と異なるということを申することは非常にむずかしいのでありますて、その點につきまして待遇については同じ基準に従う外はない。ただ外の官吏よりも厚生施設、その他待遇が悪いということは否定できませんので、そういう點につきまして十分努力いたしまして、實質上の待遇をよりよくするよう努力するということを心掛けたる次第であります。尙これらの人々が不平不満を持たないよう、これは私だけの私案でありまするが、行く行くは司法事務官も検察事務官も勉強さえすれば、判事検事にもなれるという途を開いてやろう、それによつて一般高い待遇を受けておる判事検事に憧れる、そしてその地位の向上を求めるというようなな途を開くように、又單に判檢事だけではなくて、その外の官吏の、例えは警察官なども將來大學を出た人を採用するような方針でありまするが、高い檢察官の方にも轉出して行くことができるような途を開く、いろいろこうとによつてこれらの人々を獎勵したい、こう考えておる次第であります。

を繰り返しますると、閣議はこの二月二十六日の閣議と、三月の閣議であります。二十六日の閣議は私が出席をしておるが、最後に決定したのが本日提出いたしております。原案はもつと別なものであります。たしておられますような案に落着いたしましたので、原案を提出いたしまして、原案はもつと別なものであります。が、最後に決定したのが本日提出いたしております。案に落着いたしましたので、原案を提出いたしまして、原案はもつと別なものであります。

かの形で差をつけなければならぬ。と言つて今までずっと同じにしておるものを、そう急激に差をつけるといふことは、感情上から見てもその他の點から見ても面白くない。故にこれは同じ年度に卒業し、同じ年度に就職した判事と検事とは同額の待遇を受けるが、併し判事は一段上であるということは、一番高いところに行くとそれ以上のものには検事はなれない。そういう段階があるので、判事が高くなつたということが言えるであらう。將來任用制度等を改正し、試験制度を改正して、判事と検事は初めから採り方を異にし、これも私だけの私案でありまするが、將來できまするならば、國家試験といふもので辯護士となり検事となる人を採用する。そうして五年とか十年とか辯護士なり検事をやつた後でなければ、判事にはなれないといふような制度を作つて見たいと考えておるのであります。そなつたときならば判事はすつと高い俸給を貰いましても問題はない。アメリカの制度等は略々そういうようになつておるのであります。そういうときが來たならば別であるが、今直ぐ差別をつける、昨日まで同じ俸給を貰つておつたのに、今日から千圓づつ違う、そういうことはある。そういうことが來たならば別であるが、今直ぐ差別をつける、昨日までまじきことでありますから、私の提案によりまして、二十六日の閣議において判事の一級俸一萬四千圓といつての、検事にない等級を作らう、但しそれから上の方は、最高裁判所の長官は總理大臣と同じ、判事は國務大臣と對等するということで、検事は一番上の方に行つても検事長、これが國務大臣よりも下に居るのです。ただ俸給だけは十圓安くする、百圓安くす

る、そういう負けんなことを言わずに、國務大臣と同じにしてもよからうといふことに落着いたのです。それを幾らか少くしなければ、法務總裁の指揮監督の下に居る檢事總長でありますから、論理は立たないであります。關係が餘り論理的にはかりやるということもどうかということからさようになつたのであります。今檢事長と東京高等裁判所長官との間に開きがある。これは關係方面の意向でありますから、最初から開きをつけておつたのではないであります。關係方面ではアメリカの制度を頭に置いてのことでありまして、判事と檢事は違う、檢事は一段と低かるべきものといふ御主張がありまして、まあ止むを得ず、昨年か吉田内閣の下に、差をつけたのであります。今までGHQの方面におきましても、日本の實狀を了解されまして、對等でよろしいということになりますのでありますから、この際僅か二十圓の違いですか、五十圓の違いですか、をなくして同じにしておこう、こういうことになつたわけであります。そういうことで、決つたので私は安心して、それでも恐らく私の方から言えど、部内では不満がありますよう、檢事はいくら出世しても一萬四千圓という俸給は貰えない、判事だけが貰える、それからその上の高い所へは、絶対に行けないということになつておるのでありますからして、それは抑える、こういう決意を持ちまして神戸に立つて行つたのであります。

裁判所長官と検察監査事長との間に、それから、一號、二號、三號、四號、五號、皆千圓ずつ低い、これは私にとつても晴天の霹靂であり、誰もが意外に思つたところなのであります。そういうふうに閣議では了解したというので私は飛んでもない話だということから、私は總理大臣に當てまして、電話で、同時に傳言をも頼み、又直接電報を打つたのであります。二十七日の閣議において了解せられたところは、二十六日の閣議決定を根本的に誤解しておるものである故に、自分が歸つて誤解を解くから、歸るまでは國會に提案することを、差し控えてもらいたいということを申したのであります。もとより總理におきましても、國會に私が歸る前に提案するということは考えておらなかつたのであります。が、それは先づよろしい、こうどう御返事がありますて、安心いたしたのであります。

が、恩給の關係についてもう一つ尋ねました。前之國臺一郎君によく分りましたが、恩給を承りたいと思いますが、先程申しました現に恩給を受けております者と、將來受けます者の間には非常に開きができるわけあります。これは時勢上止むを得ないというふうにお考えになるのであるがどうか。更に仰せのように、私共も敗戦國の今日でありますから成るべく恩給に頼らないで働く者は働く、本當に働くことのできない、生活のできない者だけが恩給を受けるということが正しいと考えます。それだけに又そういうような生活のできない者、働きのできない者に對しては、やはり恩給の面において相當に生活ができるようと考えてよろしいのではないか。まして將來の恩給を受ける者と、從來の恩給を受ける者と、等しく國家のために貢獻して、殆んど一生を國家のために捧げたという人達が受ける恩給が、そういうふうに開きがあるということには、相當に私は從來恩給を受けている者に不満もあると同時に、國民の間にも私は納得のできないものがあるだろうと考えるわけであります。そのままにやはりおかれれる積りであるか。これはむろん總裁の主管ではありますんが、この點をどうしてももう少しほつきりとする必要があるのじやないか、ある時期には恩給の改正をやるとか何とかいうことがなければ、相當に私は物議をかもすのはないかと考えるわけであります。その點について重ねて御意見を承りたいのあります。

私共考えますときに、司法事務官の他の官吏と區別を附ける理由はないかも知れません。併し實際仕事の面を特に公判書記のごときは、裁判所で記録の清書をするといふような暇は殆んどないのです。自分の家に持つて歸つて夜も日曜も殆んど休みに清書をする。それでも尙追著かないで仕事に追われ勝ちである。これは私こそに申上げるまでもない、總裁も十分御承知であろうと思いますが、現在家で仕事をしておるとか、或いは家で夜仕事をしておるという者に對して、時間外の手當などは無論貰つていらないだろうと考えるのであります。俸給としてここに他の官吏と區別をつけることは困難でありますようが、或いは研究費であるとか、或いは何らかの項目を設けて、そうしてこれを擁護するといふことは合法的にできるのじやないかと考えるわけであります。この點についてもう一度御意見を承つておきたいと思います。

はいろいろ考へておるのであります。だから只今ここでどういう案ができたということを申上げかねますが、十分に考慮を拂つておるといふことだけ申上げましてお答えいたしました。

○委員長(伊藤修君)　兩案に対する質疑はこの程度にいたしまして、午後に譲りたいと思います。尚この際お詰りする事がありますが、當委員會に付託されておるとこらの、民事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、これを小委員會を設けまして、小委員會において詳細な審議を圖りたいと思ひますが、如何でありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君)　それでは小委員會を設けることにいたします。小委員會の數及びその任命につきましては、委員長に御一任願つてよろしくござりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君)　では委員長において指名いたします。鈴木安孝君、齊武雄君、岡部常君、松井道夫君、前之園喜一郎君、以上五名の方に本案に対する小委員會を構成して頂くことにいたします。尙以上申上げました五名の方から適當な方を小委員長に御選任願いまして、それを本委員會に御報告願いたいと存じます。

それでは午前はこれを以て休憩いたします。午後一時から再開いたしまして、人身保護法と専重要な事項について御協議を願いたいと思いますから、それまで休憩いたします。

○委員長(伊藤修君) これより司法委員会を開會いたします。先づ人身保護法案を議題に供します。前回に引續いて質疑を繼續いたします。只今お手許に配付しております印刷物について御質下さいますればお分りになりますように、過日お手許へ配付いたしました人身保護法案逐條説明書と題するアリスト中、その二十頁の七行目についてお手許に配付したように訂正いたします。これは説明の誤記でありますから、さよる御質疑願いたいと思いまして。尚お手許に只今配付いたしました人身保護法案中修正案というのを差上げまするが、これは原案の方針では第二十條でありますかによつて、大陸ここに記載してない事項で、必要な事項は、最高裁判所のルールに譲るといふ方針の下に起案されておりまするが、それではルールにおいてその制定権があるかどうかといふ點について、疑惑がありますので、むしろ本法案においてその點を明かにして、少くとも法律事項に類するような事項は、すべて本法案中にこれを掲げることが適當ではないかと存じまして、只今のわ也許に差上げましたような大體の修正案を差上げて置きましたが、これをお併せまして一括して一つ御質疑を願いたいと存じます。

○鬼丸義齋君 この人身保護法案の左の質疑は締切つたですか。

○委員長(伊藤修君) これから質疑を開始いたします。

○鬼丸義齋君 それではこれは提案者の方の修正ですか。

りますから、わしろ進んでその疑惑の

○専門調査委員(泉芳政君) それでは
私こちらお手許に差上げました修正案に
ついて御説明申上げます。
法案第四條は、元來請求書の記載要
件が書いてあるのであります。が、請求
書には請求の趣旨、理由、それから拘
束者並びに拘束の場所などを開示し、
必要な説明資料を提供するということ
が書いてあるのであります。が、大體當
事者と申しますか、拘束者、被拘束者
というものを先ず表わして、それから
請求の趣旨、理由といふうな記載を
するのが今までの訴訟關係の書類の記
載方式のようになつておりますので、
四條もさように改めまして、「請求書
には、拘束者及び被拘束者を表示し、
請求の趣旨及びその理由殊に知れてい
る拘束の場所を開示し、且つ必要な確
明資料を提供することを要する。」と
いうふうに直したわけであります。
それから第七條の第一項、裁判所
は「審問期日における取調べの準備のた
めに、直ちに拘束者、請求代理人並び
に關係者の陳述を聽いて、『必要な調
査をする』といふうに書いてあるの
であります。が、この「拘束者、請求代
理人並びに關係者」というよな書き
せんので、拘束者、請求代理人等を例
示的なものといたしまして、この記載
を「拘束者、請求代理人その他事件關
係者」というふうに改めたのであります
す。それから同條の第二項の、「前項
の準備調査は、部員をしてこれをさせ
ることができる。」といふことが書いて
ある。

ありますが、これは仰せのようだ、それに任せることを點にしましても、實

午後二時四分開會

りますから、むしろ進んでその誤義の

る」のができる。」と「」とが書い

てあるのであります。が、裁判所以前には、合議裁判所の部長とか部員とかいう言葉が使われたのであります。が、地方裁判所では今度單獨制と合議制となりまして、必ずしも部員といふものはないつでも存在するといふわけではありませんので、「合議體の構成員」というふうな言葉使いに改めたのであります。

それから第八條は、いわゆる一時釋放する場合の方式、手續を書いてあります。「假りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを條件として、辯護士の保證の下に、又は保證金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釋放その他の適當な處分をすることができる。」といふように書いてありますので、何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ、その他適當と認める條件を附して被拘束者を釋放し、その他適當な處分をすることができる。」といふように改めました。つまりその釋放のときの條件を、辯護士の保證とか、或いは保證金を立てさせるとか、立てさせないといろいろふうに限定しないで、これを廣く、裁判所にしようというふうに改めたわけになります。

それからその第八條の第一項として、假りに裁判所が釋放した場合、裁判所がその被拘束者を呼出して、その呼出しに應じなかつた場合には、裁判所が被拘束者を勾引することができるのであります。が、この規定がありませ

んと、先程も委員長が申しました通り、人權に非常に影響のある強権力を行使する事柄ありますので、最高裁判所の規則を以てしては、果してよくこれを決めることができるとかどうとか、いろいろ點について、相當な疑念も考えられますので、むしろ本法でこれを規定した方がよからうという趣旨のようであります。第二項として、「前項の被拘束者が、呼出しに應じて出頭しないときは、勾引することができる。」ということをはつきり表わしたわけあります。

従つて第九條の第二項中にもこの請求が、理由がないということで、決定を以てこれを棄却する場合に、裁判所が被拘束者を拘束者に引渡す處分をするのであります。そこで、被拘束者を一應裁判所に出頭せしめ、これを拘束者に引渡すのであります。任意に出てくれればよろしいのであります。ですが、呼出しに應じて出てこない場合には、この八條の二項によつて勾引して、それからこれを拘束者に引渡すといふ手續になりますので、九條の二項中に、「前條の處分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。」といふところのこの「前條」というところに、「前條第一項」というのを入れ、新らしく第二項を附加えたことを區別したわけであります。

次に第十條の第一項中、「前條の場合を除く外、」といふこの「前條」とありますので、「第五條又は前條第一項」というふうに改めたのであります。これは御案内のように、第五條の場合には、直ちに決定を以て却下するという場合が書いてあり、それから第

九條には準備調査の結果決定を以てこれを棄却するという場合が書いてありますので、これらの棄却しない場合にはということになりますと、前條、つまり第九條の、準備調査の結果棄却しないのじやないかということから、第五條の疏明を缺いてるということでの除外例の場合では少し言葉を盡さるといふことから、「第五條又は前條第一項の」と改正したわけになります。

それから第十條の第四項であります
が、この人身保護命令といいますか、
被拘束者を連れて出頭せよ又は答辯書
を出せという、その命令書の送達と審
問期日との間には、三日の期間を置か
なければならんという規定があります
が、一體その審問期日を、いつまでに
開かなければならぬかという旨の規
定がありませんので、この點は専ら裁
判所に期待いたしまして、事柄の性質上、
できるだけ迅速にやるようにとして
う裁判所の内部的な命令で賄えるよう
に考えておつたのであります。が、これ
もだん／＼審理の経過に鑑みまして、
本法の中へ、義務的に短期間にやらな
ければならんとしうことを表わす方が
いいのではないかといふ見地から「
問期日は、第一條の請求のあつた日か
ら一週間以内にこれを開かなければな
らない。」といふ制限を設けて、迅速
に審理されることを期したのであります
。ただ命令書の送達と審問期日の間
に置く三日の期間、それから又審理を
開かなければならぬとする一週間の
期間も、特殊な事情、例えば非常に審
問の地から出頭せねばならんといふ

うな場合などにおきまして、事實上これでは短か過ぎるといふようなこと、或いは又遅のものと早くやれるといふような事情の場合なども考慮されますので、その末項に、この期間の短縮又は伸張のできるといふ規定が設けられております。この末項の規定を今申しました兩方の期間について、それ／＼短縮又は伸張することができるようになります。この末項の規定で、「但し、特別の事情があるときは、これを」とありますので、「期間は各々これを短縮又は伸張することができます。」といふふうに書き改めたわけあります。

それから第十四條の次に、つまり十四條と十五條の間に一條挿入することにいたしました。それは「第五條、第九條第一項及び前條の裁判において、拘束者は請求者に對して、手續に要した費用の全部又は一部を負擔させることができる。」という費用負擔の規定であります。これがやはり法文に規定した方がよからうというので、丁度場所を十四條の次に第十五條として入れることにいたしまして、十五條以下は一條ずつ縋り下げるということになりましたわけであります。

それから二十條の「最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることができます。」、この最高裁判所の規則制定権の規定を、又本法でここに特に規定したわけであります。が、先般來いろく審議いたしておりますと、「その他の手續」ということが書いてありまするためには、單に裁判上の手續だけについて、最高裁判所は規則を定めることができ、というふうに解釋せられる處がある。ところが、たび／御説明申上げております通り、本法は人身保護法の極めて重要な根幹となる部分を規定いたしておりますので、いろいろ手續その他遺未な問題については、相當程度この附屬の法令に委ねたものがあるのであります。それの中でも、表現として「手續」と書いたために、それに含まれない處がありはないかと、そういうことが、相當懸念されましたが、この機會に、最高裁判所の規則制定は、單に手續のみならず、請求、審問、裁判その他の事項にも及ぶのだというふうなことを明確にするために、この「手續」という文字を「事項」と改め

たのであります。尙先程一條入れましたので、これも一條ずつ條文の順序が継下がることになります。大陸修正の理由は、以上の通りであります。

尚ちよつと附加えて申上げますが、

この修正は、最高裁判所などからも本法についていろいろな意見が寄せられまして、それらの意見を参考といたし

まして、最高裁判所とも十分事務的に打合せまして、かような修正を見るこになつたのであります。御覽のように主なる事項としては、出頭しない被拘束者を勾引するという一項、それから審問期日は一週間以内に開かなければならんという點、それから裁判所が選んだ辯護人には旅費、日當、宿泊料等の請求権をはつきり認める、それから裁判の費用負擔の問題、この四點が目新らしく附加えられたわけであります。字句の修正としては、最後に申上げましたルール制定権に關する「手續」という文字を「事項」に改めたといふことは、相當重大な意味を持つておるのじやないかと思ひます。以上附加えて置きます。

○委員長(伊藤修君) 尚御研究願うことにいたしますか、何か御質疑がありますか、どうしたしますか。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。では質疑は來週の初めにお願いすることにいたしまして、本日はこの程度で散會いたします。

午後二時三十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安宰君

委員

岡部 常君

齊 寂

大野不秀次郎君 武雄君

奥主一郎君

鬼丸 義齊君

前之國喜一郎君

宇都宮 登若

宮城タマヨ君

星野 芳樹君

小川 友三君

西田 天香君

鈴木 義男君

泉 芳政君

國務大臣

國務大臣

西田

天香君

鈴木

義男君

泉

芳政君